

群馬大学技術院規則

令和 7. 4. 1 制定

(趣 旨)

第1条 この規則は、群馬大学学則第2条の3第2項の規定に基づき、群馬大学技術院（以下「技術院」という。）の組織及び運営等に関し、必要な事項を定める。

(目 的)

第2条 技術院は、教室系技術職員が主体となり、本学の教育研究活動の支援、及びその環境整備に関する個々の専門知識・技術の追究を行うとともに、他分野との技術連携等を図り、ダイナミックに変化する社会情勢に機動性をもって対応し、本学の教育活動・研究活動・地域貢献活動の活性化及び発展に資することを目的とする。

(教室系技術職員の所属)

第3条 教室系技術職員（国立大学法人群馬大学教職員任免規則に定める者及び退職後、再雇用の短時間雇用教職員として技術支援業務に携わる者をいう。以下同じ。）は、技術院に所属する。

(組 織)

第4条 技術院に、次に掲げる分野を置く。

- (1) 情報・メディア分野
- (2) 医学基盤分野
- (3) 生命科学分野
- (4) 化学・計測分野
- (5) 機械・電気分野
- (6) 環境・安全分野

2 前項に定める分野に、業務を円滑に実施するため、グループを置くことができる。

(業 務)

第5条 技術院は、次の各号に掲げる業務をつかさどる。

- (1) 教室系技術職員の人材育成に関すること。
- (2) 教室系技術職員のキャリア形成の促進に関すること。
- (3) 教室系技術職員の人事評価に関すること。
- (4) その他技術院の目的を達成するために必要な事項

(技術院長)

第6条 技術院に技術院長を置き、研究を担当する理事をもって充てる。

2 技術院長は、技術院に関する事項を統括する。

(技術院次長)

第7条 技術院に技術院次長を置き、技術専門員の中から技術院長が指名する。

2 技術院次長は、技術院長の監督の下、技術院の目標及び計画を明確にし、技術院の業務運営を指揮する。

3 技術院次長の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員を生じた場合の補欠の技術院次長の任期は、前任者の残任期間とする。

(分野長)

第8条 技術院の各分野に分野長を置き、技術専門員の中から技術院長が指名する。

- 2 分野長は、管理者として分野の業務を掌理する（エフォート管理を含む。）とともに、分野の技術力等の向上を推進する。
- 3 分野長の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員を生じた場合の補欠の分野長の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 分野に、必要に応じて副分野長を置くことができる。

(技術院会議)

第9条 技術院に技術院会議を置く。

- 2 技術院会議は、第5条に掲げる事項を審議する。
- 3 技術院会議は、次に掲げる者をもって組織する。
 - (1) 技術院長
 - (2) 技術院次長
 - (3) その他技術院長が必要と認めた者
- 4 技術院会議に、第2項に掲げる事項を具体的に検討させるため、技術院部会を置くことができる。

(規則の改廃)

第10条 この規則の改廃は、役員会の議を経て、学長が行う。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。